

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会
設立総会・第 1 回総会



日 時：令和 5 年 2 月 14 日（火）14 時 00 分

会 場：十和田市民文化センター 生涯学習ホール

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会
設立総会・第 1 回総会資料 目次

〈設立総会〉

次 第

- 説明事項 1 第 80 回国民スポーツ大会の概要
- 説明事項 2 第 80 回国民スポーツ大会十和田市開催予定競技
- 説明事項 3 第 80 回国民スポーツ大会開催準備経過
- 説明事項 4 第 80 回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール
- 議案第 1 号 第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立趣意書（案）
- 議案第 2 号 第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則（案）
- 議案第 3 号 第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会委員・役員等（案）

〈第 1 回総会〉

次 第

- 議案第 1 号 第 80 回国民スポーツ大会十和田市開催基本方針（案）
- 報告事項 (1) 第 80 国民スポーツ大会十和田市準備委員会事務局規定
(2) 今後の予定について

設 立 総 会

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会 設立総会 次第

1 開 会

2 あいさつ

十和田市長 小山田 久

3 説明事項

説明事項 1 第 80 回国民スポーツ大会の概要

説明事項 2 第 80 回国民スポーツ大会十和田市開催予定競技

説明事項 3 第 80 回国民スポーツ大会開催準備経過

説明事項 4 第 80 回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール

4 議 事

議案第 1 号 第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立趣意書（案）

議案第 2 号 第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則（案）

議案第 3 号 第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会委員・役員等（案）

5 閉 会

第 80 回国民スポーツ大会の概要

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省及び開催地都道府県である青森県（以下「県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等（以下「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

3 開催時期、期間

- 本大会開催時期：令和 8 年 10 月（会期案については、県準備委員会において検討中）
- 本大会開催期間：11 日間以内
- ※上記の詳細は大会開催 3 年前（令和 5 年）に日本スポーツ協会が県と協議して決定

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

○愛称

青の煌めきあおもり国スポ

○スローガン

翔ける未来へ縄文の風に乗って

（規定書体デザイン）

青の煌めきあおもり国スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会

○マスコットキャラクター

アップリート君



5 実施予定競技

〈正式競技〉 37 競技

No.	競技名	No.	競技名	No.	競技名	No.	競技名
1	陸上競技	11	セーリング	21	柔道	31	空手道
2	水泳	12	ウエイトリフティング	22	ソフトボール	32	銃剣道
3	サッカー	13	ハンドボール	23	バドミントン	33	※クレール射撃
4	テニス	14	自転車	24	弓道	34	なぎなた
5	ボート	15	ソフトテニス	25	ライフル射撃	35	ボウリング
6	ホッケー	16	卓球	26	剣道	36	ゴルフ
7	バレーボール	17	軟式野球	27	ラグビーフットボール	37	トライアスロン
8	体操	18	相撲	28	スポーツクライミング		
9	バスケットボール	19	馬術	29	カヌー		
10	レスリング	20	フェンシング	30	アーチェリー		

※隔年実施競技（ボクシング、クレール射撃のうち、あおり国スポではクレール射撃を実施。）

〈特別競技〉 1 競技

高等学校野球

〈公開競技〉 7 競技

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現のため、正式競技以外の競技を対象に行われる競技。（中央競技団体が主催。）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

〈デモンストラレーションスポーツ〉 39 競技

県民の皆様が気軽に国民スポーツ大会に参加できる機会を設け、幅広い年齢層の方々が生涯を通じてスポーツに親しむきっかけとすることや、世代間や地域間の交流の輪を広げることが目的に行われる競技。（各県競技団体が主管。）

第 80 回国民スポーツ大会十和田市開催予定競技

〈正式競技〉

令和 5 年 2 月 14 日現在

No.	競技名	種別	開催予定施設
1	サッカー (※1)	成年女子	十和田市高森山球技場 (天然芝)
		成年女子	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
		少年女子	十和田市高森山人工芝多目的グラウンド
2	バスケットボール (※2)	少年男子	十和田市総合体育センター
3	相撲	成年男子	十和田市相撲場
		少年男子	

※ サッカー競技及びバスケットボール競技の幹事市・・・八戸市



サッカー



バスケットボール



相撲

〈公開競技〉

No.	競技名	開催予定施設
1	ゲートボール	十和田市若葉球技場
2	バウンドテニス	十和田市総合体育センター



ゲートボール



バウンドテニス

〈デモンストレーションスポーツ〉

No.	競技名	開催予定施設
1	パークゴルフ	八甲田パノラマパークゴルフ場
2	Let' s Enjoy バウンドテニス	十和田市総合体育センター



パークゴルフ

第80回国民スポーツ大会 会場地市町村選定状況

令和3年12月21日時点
40市町村(県外3)
※市町村名横の丸数字は実施競技数
※市町村名横の丸数字は実施競技数

第80回国民スポーツ大会 会場地市町村選定状況 (市町村図)

東青地域

青森市 ⑧(正④、特①、テ①)
 八戸市 ⑧(正④、公②、テ①)
 五所川原市 ②(正①、公①)
 三戸市 ⑤(正④、テ①)
 大間町 ①
 平内町 ②(正①、公①)
 今別町 ①
 中泊町 ①
 深浦町 ①
 弘前市 ⑧(正⑥、特①、テ②)
 黒石市 ④(正③、公②、テ①)
 平川市 ④
 大鰐町 ③(テ②、冬季①)
 田舎館村 ①
 西目屋村 ①
 大鰐町 ③(テ②、冬季①)
 田舎館村 ①
 西目屋村 ①

下北地域

つづき市 ⑤(正④、テ①)
 八戸市 ⑧(正④、公②、テ①)
 三戸市 ⑤(正④、テ①)
 大間町 ①
 平内町 ②(正①、公①)
 今別町 ①
 中泊町 ①
 深浦町 ①
 弘前市 ⑧(正⑥、特①、テ②)
 黒石市 ④(正③、公②、テ①)
 平川市 ④
 大鰐町 ③(テ②、冬季①)
 田舎館村 ①
 西目屋村 ①

上北地域

十和田市 ⑦(正③、公②、テ②)
 三沢市 ⑧(正⑤、公①、テ①、冬季①)
 七戸町 ①
 野辺地町 ①
 八戸市 ⑧(正④、公②、テ①)
 六戸町 ①
 東北町 ②(正①、テ①)
 八戸市 ⑧(正④、公②、テ①)
 三戸市 ⑤(正④、テ①)
 大間町 ①
 平内町 ②(正①、公①)
 今別町 ①
 中泊町 ①
 深浦町 ①
 弘前市 ⑧(正⑥、特①、テ②)
 黒石市 ④(正③、公②、テ①)
 平川市 ④
 大鰐町 ③(テ②、冬季①)
 田舎館村 ①
 西目屋村 ①

西北地域

五所川原市 ②(正①、公①)
 三戸市 ⑤(正④、テ①)
 大間町 ①
 平内町 ②(正①、公①)
 今別町 ①
 中泊町 ①
 深浦町 ①
 弘前市 ⑧(正⑥、特①、テ②)
 黒石市 ④(正③、公②、テ①)
 平川市 ④
 大鰐町 ③(テ②、冬季①)
 田舎館村 ①
 西目屋村 ①

中南地域

八戸市 ⑧(正④、公②、テ①)
 三戸市 ⑤(正④、テ①)
 大間町 ①
 平内町 ②(正①、公①)
 今別町 ①
 中泊町 ①
 深浦町 ①
 弘前市 ⑧(正⑥、特①、テ②)
 黒石市 ④(正③、公②、テ①)
 平川市 ④
 大鰐町 ③(テ②、冬季①)
 田舎館村 ①
 西目屋村 ①

県外

新潟県 ①
 山形県 ①
 福島県 ①
 茨城県 ①
 栃木県 ①
 群馬県 ①
 埼玉県 ①
 千葉県 ①
 東京都 ①
 神奈川県 ①
 静岡県 ①
 愛知県 ①
 岐阜県 ①
 富山県 ①
 石川県 ①
 福井県 ①
 山梨県 ①
 長野県 ①
 新潟県 ①
 山形県 ①
 福島県 ①
 茨城県 ①
 栃木県 ①
 群馬県 ①
 埼玉県 ①
 千葉県 ①
 東京都 ①
 神奈川県 ①
 静岡県 ①
 愛知県 ①
 岐阜県 ①
 富山県 ①
 石川県 ①
 福井県 ①
 山梨県 ①
 長野県 ①

第 80 回国民スポーツ大会開催準備経過

※色塗り部分は十和田市関係事項

年月	内容
平成25年	7月 公益財団法人青森県体育協会が、令和7年（2025年）に開催の第80回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成26年	6月 青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全6回開催）
平成27年	9月 青森県知事が青森県議会（平成27年9月定例会）の提出議案説明において、平成37年開催の第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10月 同上定例会において、県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成28年	1月 公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
	8月 第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
平成29年	4月 会場地市町村第一次選定（内定） サッカー、バスケットボール、相撲
平成30年	8月 第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和元年	7月 中央競技団体による正規視察
	8月 7月：サッカー競技 8月：相撲競技
令和2年	1月 1月：バスケットボール競技
	6月 知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	9月 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
	10月 公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、 <u>第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会の）の開催地として内定。</u>
令和4年	7月 青森県準備委員会第7回総会において、サッカー競技の開催予定施設の変更を承認 変更前：高森山球技場、 <u>若葉球技場</u> 変更後：高森山球技場、 <u>高森山人工芝多目的グラウンド</u>
	12月 青森県準備委員会第11回常任委員会において、サッカー競技の開催予定種目の変更を承認 変更前：成年女子 変更後：成年女子、 <u>少年女子</u>
令和5年	2月 第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立総会・第1回総会を開催

第 80 回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	十和田市準備（実行）委員会等	十和田市
令和 4 年度 2022年 (開催 4 年前) 栃木国体		▼準備委員会設立 (総会開催)	
令和 5 年度 2023年 (開催 3 年前) 鹿児島国体	●日本スポーツ協会、文部科学省による会場地総合視察 ●9月までに開催地及び会期決定	▼実行委員会設立 (準備委員会から改組)	◆国民スポーツ大会準備室設置予定
令和 6 年度 2024年 (開催 2 年前) 佐賀国スポ		▼実行委員会総会・常任委員会等を随時開催	◆組織、体制の充実・強化 ◆リハーサル大会実施本部設置
令和 7 年度 2025年 (開催 1 年前) 滋賀国スポ 青森国スポ (冬)	●国民スポーツ大会リハーサル大会開催	▼実行委員会総会・常任委員会等を随時開催	◆本大会実施本部設置
令和 8 年度 2026年 青森国スポ (本)	第80回国民スポーツ大会開催		
		▼実行委員会解散	◆後催県説明会

第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立趣意書(案)

国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

本県においては、昭和52年に「心ゆたかに 力たくましく」をスローガンに、第32回「あすなる国体」が開催され、旧市・旧町においても、サッカー・相撲・馬術・カヌー・山岳の5競技を開催し、大会を成功に導いたことは、本市のスポーツの普及振興や市勢発展の礎となりました。

令和8年の本県での国民スポーツ大会の開催は、多くの来県者が見込まれるなか、本市においても、多くの競技が開催されることは、十和田湖や奥入瀬溪流などの豊かな自然、現代美術館などのアートの街や多彩な土産物など、本市のあらゆる魅力を広く国民に伝える絶好の機会であると同時に、スポーツを通じた交流人口の拡大による地域活性化や、全ての市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」といった形で親しむことができる環境づくりの推進に大きく寄与するものと期待しています。

このような意義のある大会を成功に導くために、市民、各種関係団体及び行政機関からなる「第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会」を設立し、十和田市民の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものです。

令和5年2月14日

第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、第80回国民スポーツ大会において、十和田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な事業を行うことを目的とする。

（所掌事項等）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 本会は、会長及び委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は、十和田市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が指名する。

（役員職務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に規定する事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。また、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集するいとまがないと認められるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第16条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるほか、十和田市の財務に関する規則等を準用する。

第7章 解散

(委任)

- 第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第19条 本会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 本会が解散した場合において、その残余財産は、十和田市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和5年2月14日から施行する。

第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会・役員等（案）

（順不同・敬称略）

会長 1名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
1	市関係	十和田市	市長	小山田 久

副会長 5名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
2	市議会	十和田市議会	議長	石橋 義雄
3	体育・スポーツ	一般財団法人十和田市スポーツ協会	会長	古舘 仁
4	産業・経済	十和田商工会議所	会頭	今泉 湧水
5	市関係	十和田市	副市長	北舘 康宏
6	市関係	十和田市教育委員会	教育長	丸井 英子

常任委員 21名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
7	体育・スポーツ	一般社団法人青森県サッカー協会	会長	大南 博義
8	体育・スポーツ	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	田中 雅之
9	体育・スポーツ	青森県相撲連盟	会長	櫻田 一雅
10	体育・スポーツ	青森県高等学校体育連盟	会長	下川原 堅藏
11	体育・スポーツ	十和田市中学校体育連盟	会長	藤田 誠志
12	体育・スポーツ	十和田市スポーツ推進委員協議会	会長	長畑 清二
13	体育・スポーツ	十和田市地区体育振興会連合会	会長	米田 良雄
14	学校・教育	十和田市校長会	会長	金田 豊
15	学校・教育	青森県立三本木高等学校	校長	小森 直樹
16	学校・教育	青森県立十和田工業高等学校	校長	佐藤 努
17	学校・教育	青森県立三本木農業・三本木農業恵拓高等学校	校長	中村 豊
18	医療	一般社団法人上十三医師会	会長	小嶋 泰彦
19	医療	公益社団法人青森県看護協会上十三支部	支部長	ニッ森 ひとみ
20	社会・市民団体	十和田市町内会連合会	会長	升澤 博也
21	社会・市民団体	十和田市連合婦人会	会長	張摩 博子
22	社会・市民団体	十和田市社会福祉協議会	会長	江渡 恵美
23	宿泊・観光・衛生	一般社団法人十和田奥入瀬観光機構	理事長	小野田 金司

24	宿泊・観光・衛生	十和田市旅館・ホテル業組合	組合長	下山 勝
25	輸送・通信・警備・消防	十和田市タクシー協会	会長	田中 宏一
26	輸送・通信・警備・消防	公益社団法人青森県バス協会	会長	工藤 清
27	市関係	十和田市教育委員会	教育部長	小川 友恵

監事 2名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
28	市関係	十和田市	代表監査委員	久保 光造
29	市関係	十和田市	会計管理者	山端 さゆり

委員 22名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
30	体育・スポーツ	特定非営利活動法人十和田市サッカー協会	会長	坂上 孝哉
31	体育・スポーツ	十和田市バスケットボール協会	会長	杉澤 孝
32	体育・スポーツ	十和田市スポーツ少年団本部	本部長	村上 三郎
33	学校・教育	十和田市連合PTA	会長	長谷地 信也
34	医療	上十三歯科医師会	会長	木村 英敏
35	医療	一般社団法人青森県薬剤師会上十三支部	支部長	河原木 智
36	社会・市民団体	十和田市老人クラブ連合会	会長	外山 忠男
37	社会・市民団体	公益社団法人シルバー人材センター	理事長	
38	産業・経済	十和田おいらせ農業協同組合	代表理事組合長	畠山 一男
39	産業・経済	十和田市商店街連合会	会長	江渡 信貴
40	産業・経済	公益社団法人十和田青年会議所	理事長	力石 優
41	宿泊・観光・衛生	十和田食品衛生協会	会長	福田 賢司
42	宿泊・観光・衛生	青森県旅行業協会	会長	片野 治
43	宿泊・観光・衛生	公益社団法人青森県栄養士会	会長	齋藤 長徳
44	輸送・通信・警備・消防	日本郵政(株)十和田郵便局	局長	門脇 龍二
45	輸送・通信・警備・消防	十和田市交通安全協会	会長	田島 一史
46	輸送・通信・警備・消防	十和田市交通安全母の会	会長	山内 幸子
47	輸送・通信・警備・消防	十和田市交通指導隊	隊長	古舘 正次
48	輸送・通信・警備・消防	十和田市防犯協会	会長	佐藤 吉平
49	輸送・通信・警備・消防	青少年育成十和田市民会議	会長	佐藤 やえ
50	輸送・通信・警備・消防	十和田市青少年補導員連絡協議会	会長	田茂 明子
51	輸送・通信・警備・消防	十和田市消防団	団長	宮本 正志

顧問 2名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
52	県議会	青森県議会	議員	田中順造
53	県議会	青森県議会	議員	丸井裕

参与 20名

No.	選出区分	所属・団体	役職名	氏名
54	市関係	十和田市教育委員会	教育長職務代理者	斗沢一雄
55	市関係	十和田市教育委員会	委員	大柳均
56	市関係	十和田市教育委員会	委員	深瀬郁子
57	市関係	十和田市教育委員会	委員	益川毅
58	報道	株式会社東奥日報社 十和田支局	支局長	舘花光秀
59	報道	株式会社朝日新聞社 八戸支局	支局長	横山蔵利
60	報道	株式会社毎日新聞社 青森支局	支局長	遠山和彦
61	報道	株式会社読売新聞社 三沢通信部	支局長	藤本宏
62	報道	株式会社河北新報社 青森総局	総局長	古関良行
63	報道	株式会社時事通信社 青森支局	支局長	四ツ井宗治
64	報道	株式会社デーリー東北新聞社 十和田総局	総局長	出川しのぶ
65	報道	一般社団法人共同通信社 青森支局	支局長	檜森史郎
66	報道	日本放送協会 三沢支局	支局長	浅井遼
67	報道	青森放送株式会社 十和田支局	支局長	中村健治
68	報道	青森朝日放送株式会社 八戸支社	支局長	高橋芳樹
69	報道	株式会社青森テレビ 八戸支社	支社長	津田禎

計 69名

第1回総会

第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会
第 1 回総会 次第

1 開 会

2 議 事

議案第 1 号 第 80 回国民スポーツ大会十和田市開催基本方針（案）

3 報告事項

（1）第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会事務局規定

（2）今後の予定について

4 閉 会

第80回国民スポーツ大会十和田市開催基本方針（案）

1 基本方針

第80回国民スポーツ大会は、本市が目指す「～私たちが創る～希望と活力あふれる十和田」の実現に向けて、すべての市民がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、人と人との絆を育むとともに、本市の多彩な魅力を発信するなど、市民の総力を結集して十和田市ならではの大会として開催します。

大会の開催に当たっては、創意工夫により簡素・効率化を図るとともに、次世代を担う子供たちに継承できるものとなるよう、大会終了後も見据えた取組をも推進します。

また、この大会を契機として、競技力向上はもとより、市民一人ひとりがライフステージに応じたスポーツ活動を通じて、体力の向上や健康の維持・増進を図るとともに、交流人口の拡大等によるスポーツを通じた地域の活性化につながるよう努めます。

2 実施目標

（1）市民の「する・みる・ささえる」スポーツ活動の促進を図る大会

多様な世代のだれもが、「する・みる・ささえる」スポーツ活動に積極的に参画するきっかけとなる大会を目指します。

（2）スポーツによる地域活性化を推進する大会

大会の開催をスポーツによる地域の活性化をさらに促す契機とするため、交流人口の拡大に積極的に努めます。

（3）十和田市のあらゆる魅力を全国に発信する大会

当市を訪れるすべての人々をおもてなしの心で温かく迎え、交流の輪を広げるとともに、観光資源やとわだ産品など、十和田市の多彩な魅力を全国に発信します。

第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会事務局規程

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会会則（以下「会則」という。）第14条第3項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 準備委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課内に置く。

（業務）

第3条 事務局は、準備委員会の運営に関する事務を処理する。

（職員）

第4条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 前項の職員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 事務局に出納員を置く。

4 第1項に定める職員のほか、必要に応じ、事務局に十和田市職員以外の者を置くことができる。

（職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総理する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、所管事務に従事する。

第2章 事務の専決等

（事務局長の専決事項）

第6条 事務局長は、次の各号に掲げる事項について専決する。

- (1) 準備委員会の事業の実施において、重要な事項に関すること。
- (2) この規定の軽微な改正に関すること。

2 事務局長は、前項の規定に定めがないものであっても、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、専決することができる。

3 事務局長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を速やかに会長に報告しなければならない。

（事務局次長の専決事項）

第7条 事務局次長は、次の掲げる事項について専決する。

- (1) 準備委員会の通常の事業の実施に関すること。
- (2) 照会、回答、申請、届出、報告等に関すること。

（代決）

第8条 決裁権者が不在のときは、別表第2に掲げる区分に従い同表に定める者がその事務を代決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめ事務局長が処理方針を指示した事項については、この限りではない。
- 3 第1項に規定により代決した者は、代決した事項のうち必要と認められるものについては、速やかに決裁権者に報告しなければならない。

第3章 文書の取扱い

(記号及び番号)

第9条 施行する文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は「国ス十」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとに一連番号とする。

(編さん及び保存)

第10条 施行を完了した文書は、事務局において編さんし、保存しなければならない。

(文書の取扱い)

第11条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、十和田市文書取扱規則（平成17年1月1日規則第21号）の例による。

第4章 補則

(委任)

第12条 この規定に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規定は、令和5年2月14日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職名	充てる職
事務局長	十和田市教育委員会教育部長
事務局次長	十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課課長
事務局員	十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課職員

別表第2（第8条関係）

決裁区分	第1順位者	第2順位者
会長	事務局長	事務局次長
事務局長	事務局次長	
事務局次長		

今後の予定について

次回会議開催（案）について

（1）会議名称： 第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会第2回総会及び
第80回国民スポーツ大会十和田市実行委員会第1回総会

（2）開催時期： 令和5年9月
(第80回国民スポーツ大会の開催及び会期の正式決定後、開催します。)



〒034-8615 青森県十和田市西十二番町 6-1
十和田市教育委員会スポーツ・生涯学習課 スポーツ振興係
TEL : 0176-58-0187 FAX : 0176-24-3954
E-mail : spogak@city.towada.lg.jp